

国際機構の予算は、基本的に加盟国からの分担金拠出による。分担金の拠出義務は設立文書に定められるのが通例である（例、[国連憲章](#) 17 条 2 項）。

加盟国間でどのように分担するかについての一般的な規則はない。機構によっては、設立文書に分担法が明記されていることがある。その背景にどのような政策判断があるか、考えてみよう。

- 均等に負担
 - [ライン川中央委員会](#) マンハイム条約 47 条（[仏文](#)）
- 人口比
 - [国際度量衡局](#) メートル条約 9 条（[仏文](#)、[日本語訳](#)）¹
 - [ヨーロッパ評議会](#)（外務省による[説明](#)）[設立条約](#) 38 条 b 項
 - ◇ ただし、1994 年に変更（[決議\(94\)31](#)）なぜ変更されたか？
- 能力と意思に応じて
 - [米州機構](#)（外務省による[説明](#)）OAS 憲章 55 条
- 各加盟国が各自で判断
 - 万国郵便連合 UPU 設立条約改正 21 条（[第 4 追加議定書](#) IV 条 4 項）
 - 各加盟国が選択するクラス分け。ただし一定の規則あり（[改正一般規則](#) 151 条（[第 3 追加議定書](#) XXII 条））

UPU は、1878 年の設立時から、クラスごとに係数が定められ、クラス 1 の国はクラス 7 の国の 25 倍の額を負担することとされていた。当時の割当は以下のとおり（設立条約実施規則² 28 条 3 項以下）。

3. Pour la répartition des frais, les pays de l'Union sont divisés en sept classes, contribuant chacune dans la proportion d'un certain nombre d'unités, savoir :

1 ^{re} classe	25 unités,	
2 ^e	20	”
3 ^e	15	”
4 ^e	10	”
5 ^e	5	”
6 ^e	3	”
7 ^e	1	”

4. Ces coefficients sont multipliés par le nombre des pays de chaque classe, et la somme des produits ainsi obtenus fournit le nombre d'unités par lequel la dépense totale doit être divisée. Le quotient donne le montant de l'unité de dépense.

¹ 産業技術総合研究所「[メートル条約に基づく組織と活動のあらまし](#)」（2023 年）。

² Règlement des détails d'ordre pour l'exécution de la Convention conclue à Paris le 1^{er} juin 1878, [Consolidated Treaty Series](#), vol. 152, p. 245.

5. Les pays de l'Union sont classés ainsi qu'il suit, en vue de la répartition des frais :—

1^{re} classe : Allemagne, Autriche-Hongrie, États-Unis d'Amérique, France, Inde Britannique, ensemble des autres Colonies Britanniques moins le Canada, Grande-Bretagne, Italie, Russie, Turquie ;

2^e classe : Espagne ;

3^e classe : Belgique, Brésil, Canada, Égypte, Japon, Pays-Bas, Roumanie, Suède, Colonies ou Provinces Espagnoles d'outremer, Colonies Françaises, Indes Orientales Néerlandaises ;

4^e classe : Danemark, Norvège, Portugal, Suisse, Colonies Portugaises ;

5^e classe : Argentine (République), Grèce, Mexique, Pérou, Serbie ;

6^e classe : Colonie de Surinam (ou Guyane Néerlandaise), Colonie de Curaçao (ou Antilles Néerlandaises), Luxembourg, Perse, Colonies Danoises, Salvador ;

7^e classe : Monténégro.

UPU の分担比率は合理的なものと考えられたようであり、20 世紀初頭まで、UPU の分担比率を採用するとする国際機構（の萌芽形態）が少なくなかった（例、国際連盟規約 6 条 5 項 [[リンク先ページ](#)の“Download the original Covenant”をクリックすると出てくる PDF。これが採択当時の連盟規約]、1899 年国際紛争処理条約 [[仏正文・英訳](#)] 29 条 [[常設仲裁裁判所事務局](#)の費用])。ただし、国際連盟には UPU ほど多くの国が参加しなかったこともあり³、1924 年に連盟規約が改正されて分担比率は連盟総会が決定することとされた（[リンク先ページ](#)に html テキストで書かれているのが改正後の連盟規約）。

UPU と同時期に成立した国際行政連合は類似の分担方法（“class and unit”と呼ばれる）を採用するものがあり、たとえば 1883 年の工業所有権条約⁴で成立した事務局（13 条）への分担金とその例である（条約への議定書⁵6 項）。[その後継者である世界知的所有権機関](#)でも、同じ方法が維持されている（[WIPO Financial Regulations](#) 3.2 条）。

既に見たように、IMF や IBRD も、設立文書で分担割合を決めている（[IMF 設立協定](#) 3 条 1 節・Schedule A、[IBRD 設立文書](#) 3 条 1 項・Schedule A）。しかし、これが何を基準としているかは一見する限り明らかでない。現在の分担割合（[IMF](#)・[IBRD](#)）も参照しつつ、何

³ UPU 方式が連盟に適合的でないことは、連盟発足後すぐに意識されるようになった。The Budget of the League, Report presented by the Spanish Representative, M. Quinones de Leon, [Official Journal of the League of Nations](#), 1920, p. 139, p. 143.

⁴ Convention pour la protection de la propriété industrielle, signée à Paris, le 20 mars 1883, [Nouveau recueil général de traités](#), 2^e série, t. 10, p. 133.

⁵ Protocole de clôture, [Nouveau recueil général de traités](#), 2^e série, t. 10, p. 137.

が基準とされているか、考えてみよう。これら機構における分担割合（出資割合）は投票権と直結しているため、投票権に関する規定を見てみる必要がある。IMF を例にすると、関連規定は以下のとおり。

- IMF 設立協定 3 条 2 節(c) “eighty-five percent”
- 同 12 条 2 節(d) “two-thirds”
- 同 12 条 5 節(c) “a majority”

設立条約に分担法についての定めがない場合、予算に関する権限を有する機関（通常は総会）が決定することになる。この際の基準も国際機構ごとに異なる。たとえば WTO の場合、[WTO 設立協定](#) 7 条 2 項・3 項に基づいて財政規則（[financial regulations](#)）が定められている。その 12 条によれば、分担割合はそれぞれの構成員（WTO の場合加盟「国」とは限らないことに注意）が国際貿易に占める割合に基づく。

国連の場合、予算決定と分担金配分の権限は総会にある（国連憲章 17 条 1 項・2 項）。総会は、最初の会期で採択した[決議 14\(DA\)](#)により、[分担金委員会](#)に分担割当の提案を求めた。その際、準備委員会の報告書に示された原則に基づくべきこととされている（同決議 3 項）。[準備委員会報告書](#)の関連箇所は以下のとおり。

13. The expenses of the United Nations should be apportioned broadly according to capacity to pay. It is, however, difficult to measure such capacity merely by statistical means, and impossible to arrive at any definite formula. Comparative estimates of national income would appear *prima facie* to be the fairest guide. Other factors which should be taken into account in order to prevent anomalous assessments include the following :

- (a) comparative income per head of population, e.g., in the case of populous states with low average income per head ;
- (b) temporary dislocation of national economies arising out of the second world war ;
- (c) the ability of Members to secure foreign currency.

Two opposite tendencies should also be guarded against : some Members may desire unduly to minimise their contributions, whereas others may desire to increase them unduly for reasons of prestige. If a ceiling is imposed on contributions the ceiling should not be such as seriously to obscure the relation between a nation's contributions and its capacity to pay. The Committee should be given discretion to consider all data relevant to capacity to pay and all other pertinent factors in arriving at its recommendations. Once a scale has been fixed by the General Assembly it should not be subjected to a general revision for at least three years or unless it is clear that there have been substantial changes in relative capacities to pay.

現在では、国連憲章 21 条に基づいて採択された[総会手続規則](#) 160 条 (“broadly according

to capacity to pay”）が根拠規定になっている。現在の分担割合は[決議 76/238](#)により定められており、分担割合決定基準は同決議パラ 7 に示されている。どのようにして計算しているかの詳細については[分担金委員会の説明資料](#)を参照されたい。

国連の専門機関には、国連が定める基準を用いる（構成国が異なる場合には必要な修正を加える）ものがある（例、[WHO 総会決議 WHA56.33](#)、[ILO Information Guide](#), p. 2、UNESCO⁶）。また、IAEA は専門機関ではないが（参照、第 2 部 3 講義資料）、やはり国連の基準に準拠している（[IAEA 規程](#) 14 条 D 項）。

実際には、分担金の支払いが（十分・適時に）なされない例は非常に多い。2024 年 10 月に提出された国連事務総長報告（[A/79/521](#)）によれば、2024 年末時点における通常分担金納付率は 78.1%、未納額は 15 億米ドル（パラ 6）で、自国に割り当てられた分担金の全額を納付した国連加盟国は 141 のみである（パラ 9）。平和維持活動分担金・国際裁判所分担金を合わせると、全額を納付しているのはわずか 58 となる（パラ 23）。なお、2024 年 10 月 23 日の[総会第五委員会](#)でのオーストラリア代表の発言によれば、未納 15 億米ドルのうち 9 割以上は米・中の二か国の未納が占めている（現時点で公式議事録未発表なので、プレスリリース（[GA/AB/4471](#)）を参照されたい）。

分担金が支払われない場合、国連であれば憲章 19 条に制裁が定められている。しかし、これが実際に適用されるとは限らないことは、1960 年代の財政危機に関連して既に見た。また、1996 年からは、憲章 19 条の但書により、分担金委員会の報告に基づき（1996 年の報告書の関連箇所は [A/50/11/Add.1 and 2](#), paras. 31, 36）ある国の未払いが“due to conditions beyond [its] control”であると総会が認める場合には、総会での投票権を認めるという対応がなされている（1996 年の決議は [A/RES/50/207B](#)。直近の決議は 2024 年 10 月 9 日に採択された[決議 79/3](#)）。

国際機構が分担金とは別に独自の収入源を有する場合もある。もっとも顕著なのは[投資紛争解決国際センター（ICSID）](#)であり、[ICSID 条約](#) 17 条は ICSID の事業収入では不足する場合にのみ加盟国からの分担金支払いを受けることとしており、実際には事業収入が十分にあるため加盟国は支払っていない（[2024 年度年次報告書](#) 50 頁以下）。また、WIPO も[予算の 9 割以上を自己の事業収入から得ている](#)。IBRD は、融資の返済や債券の発行などから収入を得る（[2024 年度年次報告書](#) 89 頁。これに対し、より有利な条件で低所得発展途上国に融資を行う [IDA](#) は、加盟国からの分担金にかなりの程度依存している（2024 年

⁶ UNESCO も国連の基準に基づいていた（[39 C/30](#), para. 1）し、現在でも[ウェブサイト上](#)ではそのように記されている。しかし、[アメリカ合衆国の脱退](#)に伴い実態が大きく異なってしまうことは、脱退前の 2017 年の分担割合（[39 C/30, Annex I](#)）と、2022 年の分担割合（[BFM-154, Table I](#)）とを比べてみるとよくわかる。もっとも、[アメリカ合衆国は 2023 年 7 月に UNESCO に再加入](#)した。

度年次報告書（IBRD と同一）91 頁）。IMF も融資返済や自らの投資活動から収入を得ている（[2024 年度年次報告書](#)）。EU の場合、約 3 分の 2 は[各構成国の分担金](#)、約 3 分の 1 は EU 独自財源（[Own resources](#) のうち、National contributions 以外のもの）である（[Fact Check on the EU budget](#), “Where does the EU budget come from?”）。